

議会議案第11号

鎌倉市長に対して海の家営業時間に対する態度の堅持を
求める決議について

鎌倉市長に対して海の家営業時間に対する態度の堅持を求めることに関し、
次のとおり決議する。

平成27年3月4日提出

提出者	鎌倉市議会議員	竹	田	ゆかり
同	同	上	長	嶋 竜 弘
同	同	上	上	畠 寛 弘
同	同	上	岡	田 和 則

鎌倉市長に対して海の家の営業時間に対する態度の堅持を求める
決議

昨夏の鎌倉市の海水浴場の治安情勢は、市への苦情や犯罪発生件数は倍増したことにより、海水浴場の健全化については課題が残ったと市長も認めるところである。近隣住民はじめ、市民の不安は増すばかりである。市は今夏の海の家の営業時間については、課題解決を目指して、鎌倉市海水浴場のあり方・ルール協議会（以下、協議会とする。）に対して、「午後８時半までの営業とする」と提案し、協議会の委員の意見は、市提案のとおり、午後８時半までの営業を支持する意見が最も多数を占めた。

しかしながら、協議会は、海の家の営業時間については、鎌倉市海浜組合連合会と海水浴場の開設者である市と協議することという結論となった。これを受け、平成27年３月９日に鎌倉市と鎌倉市海浜組合連合会との協議が予定されている。海の家の営業時間が昨夏のまま、午後10時までとなれば、治安に悪影響が及ぶという懸念があることについては、市長も今２月定例会の一般質問において答弁したとおりである。

よって、市長においては、市の営業時間は午後８時半までという提案が協議会における多数の支持を得た事実を重く受けとめ、これまでの市長の態度を堅持し、鎌倉市海浜組合連合会との協議に臨むことを強く求める。

以上、決議する。

平成27年３月４日

鎌 倉 市 議 会